

令和 2 年 9 月

第 4 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 伊藤 勝博

署名委員 中村 浩幸

川口市農業委員会事務局							
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	主任	係
令和 2年 9月30日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議				
			農政課長	農政係長	農業振興係長		

第4回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第6号

下記について付議するため、9月30日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第4回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	1番 中田 晋一	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	9番 小櫃 敏文
10番 中山 正二			

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、会長職務代理者 山岡 孝委員、7番 早船 輝明委員、8番 加藤 吉江委員を自宅待機とした。

4 出席推進委員

船津 新一

5 欠席推進委員

細田 敏雄

6 出席職員

事務局長 渡辺 裕 農地係長 嶋田 健一 書記 呉 城大朗

7 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

8 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、4番 伊藤 勝博委員、5番 中村 浩幸委員を指名した。

9 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

10 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

- 1) 議長は、第1号議案No.1を上程し、事務局に説明を求めた。

- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.1は、安行の女性から申請がございました。

申請人の自宅は、戸塚安行駅から南に450mほどの所に位置しており、申請地は自宅から東に100mほどの所に位置した、従前地3筆仮換地1画地の844.93㎡でございます。

買取事由発生人は申請人の夫の父で、28歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、2年ほど前に脊柱管狭窄症及び右内頸動脈狭窄症を患ってからは、徐々に体調が悪くなり、農業に従事することができなくなりました。

申請人の世帯では、申請地を含む1,465.22㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、その妻の2人で、ツゲ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議のほどお願いいたします。」

- 3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

- 4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員と現地を見に行きました。

事務局の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。」

- 5) 議長は第1号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定した。

- 6) 議長は、第1号議案No.2を上程し、事務局に説明を求めた。

- 7) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.2は、東領家2丁目の男性から申請がございました。

申請人の自宅は、東領家小学校から北西に200mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接する1筆、526㎡でございます。

買取事由発生人は、19歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、3年ほど前に変形性腰椎症を患ってからは、徐々に体調が悪くなり、農業に従事することができなくなりました。

申請人の世帯では、申請地を含む1,052㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、その妻の3人で、コマツナやカブ等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議のほどお願いいたします。」

- 8) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

- 9) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員とみどり課職員とともに現地を確認し、申請人及び買取事由発生人と面会をさせていただきました。

その際、買取事由発生人について、健康状態等、事情をお伺いするとともに農業の主たる従事者であることを確認させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。」

10) 議長は第1号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定した。

1 1 連絡事項

- ・令和3年度県農地利用最適化の推進施策に関する意見書について
- ・「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について

1 2 閉会

午前10時30分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第4回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和2年9月30日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩